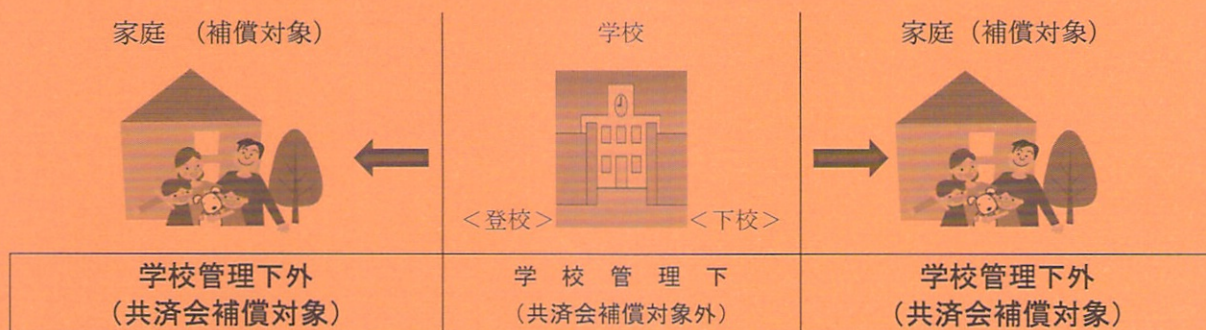


2024 年度 札幌市 P T A 共済会のご案内

一般社団法人札幌市 P T A 共済会は、被共済者の方々の学校管理下外及び P T A 行事中の傷害事故や傷害事故による死亡に対して、共済金の支払いを行っております。

このご案内は1年間大切に保管してください

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。
※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して
- ・家具にぶつかって
- ・風呂場で転倒して
- ・お手伝い中手を切って

地域生活でのけが



- ・自転車で転倒して
- ・公園で遊具から落ちて
- ・犬にかまれて
- ・交通事故で

スポーツでのけが



- ・スポーツ少年団の活動で
- ・スキー、スケートで
- ・夏休み中のプールで

外出先でのけが



- ・海に行って岩場で転んで
- ・キャンプ中やけどをして
- ・遊園地でぶつかって

● P T A 活動中とは

単位 P T A ・各区 P T A 連合会 ・札幌市 P T A 協議会が企画 ・立案し主催又は共催する行事で P T A 総会、運営委員会など P T A 会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

P T A 行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・野球大会（おやじの会等）でアキレス腱を切って
- ・ P T A バザー準備中にやけどをして
- ・資源回収中に交通事故で
- ・学童の弟妹（未就学児）が P T A 会員と一緒に、 P T A 行事参加中に骨折をして



※ P T A 行事参加への往復途中も対象となります。

※ P T A 活動の遂行に起因した賠償事故に対しては、 P T A 管理者賠償責任保険を契約しています。

●概要

共済期間

2024年6月1日より2025年5月31日までの1年間

共済掛金払込

単位PTA毎に、指定する金融機関に一時払いで振り込むものとします。
各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

被共済者（補償対象者）

◆学校管理下外を補償する共済 … 学童（園児・児童・生徒）

（日数条件：けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合）

◆PTA活動中を補償する共済 … PTA会員もしくはPTA会員と同居の親族とPTA活動に参加中の学童、又は補償対象になることを事前に認められた活動指導者および支援者^(注)

^(注)その他の会員として名簿を提出し、共済掛金を支払った者をいう

事故報告 -原則としてけがの発生日から30日以内-

学校管理下外でけがをして、医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。
学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項をもれなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。（医療助成制度を利用した場合も同様）

共済金の請求 -治癒した時又は事故の発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-

学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上領収書のコピー又は診療明細書のコピーを添えて、学校へ提出してください。提出された領収書は返却できません。

- ・共済金のお支払額が5万円以上の場合
 - ・入院をとまなう手術を行った場合（入院のみは不要）
 - ・PTA活動中に規定に定められた食中毒を発症の場合^(注1)
- 診断書が必要です^(注2)

^(注1) 感染症による食中毒の場合は、医療機関発行の原因疾患がわかる証明書も可

^(注2) 診断書は当会の診断書用紙に沿っていれば、他の保険等に提出したコピーも可 入院計画書等は不可

時効

共済金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。詳細は学校又は共済会ホームページにある共済約款をご覧ください。

●日数条件

学校管理下外を補償する共済

けがの発生日から起算して3日目以降においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中を補償する共済の場合には、日数条件はありません。

●よくある質問

Q:交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか？

A:日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から診断書のコピーをもらい提出してください。

Q:札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A:「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●共済金額および共済掛金

学校管理下外を補償(学童)

共 済 掛 金 (年額)	
1 名 あたり	460 円

補 償 項 目	共済金額 (日額)
死 亡 ・ 後 遺 障 害	100 万円
入 院 (1 日あたり)	1,000 円
通 院 (1 日あたり)	500 円

P T A活動中を補償(P T A会員等)

共 済 掛 金 (年額)	
1 世 帯あたり	140 円

補 償 項 目	共済金額 (日額)
死 亡 ・ 後 遺 障 害	500 万円
入 院 (1 日あたり)	4,000 円
通 院 (1 日あたり)	2,500 円

※共済金の支払限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

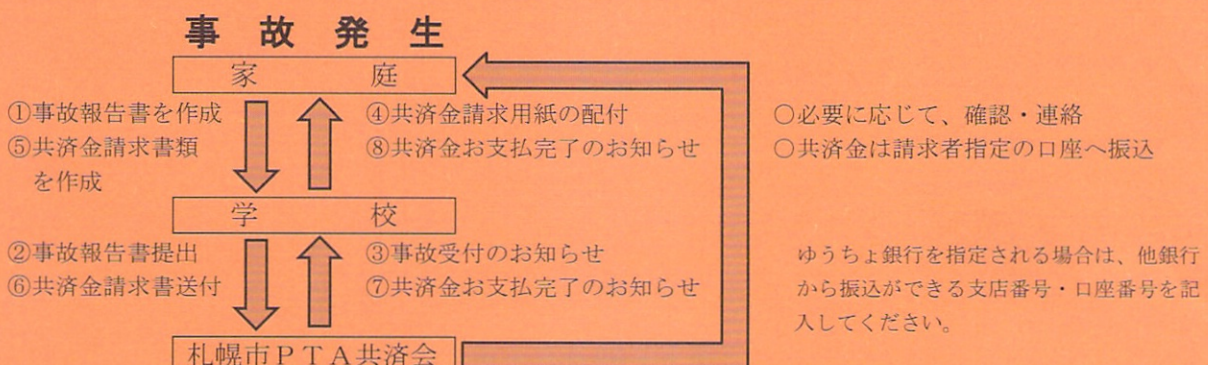
加入者別共済金額(上記の 2 契約をした場合)

給付内容		園児・児童・生徒		保護者・教員・その他	
死	亡	P T A活動中	500 万円	P T A活動中	500 万円
		学校管理下外	100 万円		
後 遺 障 害		P T A活動中	25～500 万円	P T A活動中	25～500 万円
		学校管理下外	5～100 万円		
入	院	P T A活動中	4,000 円	P T A活動中	4,000 円
		学校管理下外	1,000 円		
入院をともなう手術		P T A活動中	5 万円	P T A活動中	5 万円
		学校管理下外	2 万円		
通	院	P T A活動中	2,500 円	P T A活動中	2,500 円
		学校管理下外	500 円		
備 考	日 数 条 件	P T A活動中を補償する共済の場合には、日数条件はありません。		P T A活動中を補償する共済の場合には、日数条件はありません。	
		入院・通院については、事故の発生の日から起算して3日目以降も共済金をお支払する状態にある場合に限り、共済金を支払います。			
	限 度 日 数	入院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの入院日数、通院は事故の発生の日からその日を含めて180日までの通院日数のうち、90日が限度。整骨院への実通院日数は30日が限度。			
	固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定されます。（装具類は対象外） なお、固定具の種類により給付限度期間があります。ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。シーネ等患者側による取り外しが可能なものは、30日間（ただし、手指・足指の場合は14日間）。			
	他の保険との関係	他の保険等に関係なく支払います。			

学校管理下外(対象)… 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動中は「学校の管理下外」。

学校管理下(対象外)… 登・下校中を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」。

●事故発生から共済金が支払われるまで



● 共済金をお支払する場合、共済金をお支払できない場合（主なもの）

共済金の種類	共済金をお支払する場合	お支払する共済金の額	共済金をお支払できない主な場合
死 亡 共済金	事故によるけがのため、被共済者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害金額の全額 ※共済期間中に、すでにお支払した後遺障害共済金がある場合、死亡・後遺障害共済金からその額を差し引いてお支払いいたします。	1 次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。 ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失 ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・被共済者が自動車、原動機付自転車は無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故 ・被共済者の脳疾患、病気または心神喪失 ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動 ・核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染によるけが
後 遺 障 害 共済金	事故によるけがのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被共済者に約款所定の後遺障害 ⁽¹⁾ が発生した場合	死 亡 後遺障害 共済金額 × 約款所定の共済金支払い割合 (5%～100%) ※後遺障害共済金の額は、共済期間を通じ、合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。 (1) 身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)	・被共済者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など 2 次の場合についても共済金をお支払できません。 ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⁽³⁾
入 院 共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院(入院に準じた状態 ⁽²⁾ を含みます)された場合	入院共済日額 × 入院日数 ※事故の発生日から、その日を含めて180日以内の入院が対象となります。 (2) (入院に準じた状態)とは両眼の矯正視力が0.06以下となった場合または両耳の聴力を失った場合等で医師の治療を受けたことをいいます。	
手 術 共済金	入院共済金をお支払する場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたとき	学校管理下外・・・2万円 PTA活動中・・・5万円 ※1 事故につき1回の手術に限りします。	
通 院 共済金	事故によるけがのため、被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が発生し、かつ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合	通院共済日額 × 通院日数 ※1 事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通算して90日の通院が限度となります。 ※2 平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度にけがが治ったとき以降の通院は対象になりません。	(3) 被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注1) 上記傷害で、偶然性、急激性、外来性の三原則に適合し⁽⁴⁾、医師等の治療を受けたときを補償の対象とします。このため、同じ動作の繰返しで起きるスポーツ障害の野球肘(肩)・テニス肘(肩)・疲労骨折・腱鞘炎・タナ障害・筋肉痛等や、成長痛のオスグット病・シーバー病・その他熱中症・低温やけどなどは補償の対象になりません。

⁽⁴⁾ 事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの

(注2) 中毒症状のうち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時的に吸入、吸収、摂取した場合に急激に生ずるもの、あるいは、PTA行事参加中に細菌性食中毒またはウイルス性食中毒(共済約款に規定するもの)を発病した場合を補償の対象とします。なお、有毒ガス・有毒物質を継続的に吸入、吸収、摂取した結果生じる中毒症状、PTA行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。

※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市PTA共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10 札幌市生涯学習総合センター3F

TEL (011) 671-2372 FAX (011) 671-2374

札幌市 PTA 共済会ホームページ
<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>

